

(裏面)

#### 4 加入条件・費用負担・その他債務等の承諾

本加入申請において、次の条件や債務の発生等「西粟倉村光ファイバ通信放送網設置及び管理運営に関する条例」及び「西粟倉村光ファイバ通信放送網設置及び管理運営に関する条例施行規則」及び事業者が別に定める条例、規則、規約及び約款等（以下「条例等」という）を遵守することを承諾します。

##### (1) 設置費用の負担

「引込工事」及び「宅内機器設置工事」は村が施工を行います。この際、村長が定める加入時工事負担金を納入通知に示された納付場所に納期限内納めること。ただし、「引込工事」のこう長が200mを超えた部分の負担は加入者の負担とする。

また、村が行う行政告知放送及び防災行政放送のみ加入の場合、設置費用は村が立替負担をする。その後、通信事業者が行う通信サービス又は放送事業者が行う放送サービス及び自主制作番組に加入する場合、村が立替えた設置費用を加入者が負担すること。この場合、下記「5 承諾書」に署名すること。

##### (2) 工事の指定業者

上記の施工は、原則村が指定した業者によること。

上記以外の「宅内工事」は加入者が行うこと。

##### (3) 施設の設置及び貸与

施設の設置は加入者が所有する土地、家屋構造物を無償で占用する。

「引込工事」及び「宅内機器設置工事」で設置した機器等は、村が無償で貸与する。加入者は、善良な利用と管理に努めるものとし、施設の破壊・改造等行ってはならない。

##### (4) 届出の義務

「引込施設等の移設」、「申込事項変更」、「施設廃止」等が生じたときは、速やかに届け出ること。

##### (5) 利用料の納付

事業者が別に定める利用料は、納入通知に示された納付場所に納期限内に納入すること。ただし、村が事業者から利用料の徴収委託を受けた場合で、かつ口座振替を申し込んだ場合、利用料についての納入通知及び領収通知は行わないので、各自口座等で確認すること。

##### (6) 滞納によるサービスの停止

事業者が別に定める利用料を支払わない場合は、事業者が条例等で別に定める規定により、全部又は一部のサービスが停止される。この場合、行政告知放送及び自主制作番組も同様にサービス停止になる。

##### (7) その他の詳細及び例外措置については村及び事業者に照会すること。

#### 5 承諾書

私は、通信事業者が行う通信サービス又は放送事業者が行う放送サービス及び自主制作番組に加入する場合、村が負担している設置費用\_\_\_\_\_円を支払うことを承諾します。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)